

特定非営利活動法人 南中学校区円卓会議 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 南中学校区円卓会議という。略称をNPO法人南中円卓会議とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪狭山市大野台二丁目1番58号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に大阪狭山市立南中学校区の住民が、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念のもと、主体的に地域の活性化、安心安全な住環境の維持・保全、自然環境の保全や人材育成等に関するまちづくり事業を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 健康に関する事業
 - ② 地域コミュニティ事業
 - ③ 環境事業
 - ④ 防犯・防災事業
 - ⑤ 災害時の救援事業
 - ⑥ 福祉事業
 - ⑦ 子どもの健全育成のための事業
 - ⑧ 地域活性化事業

⑨ 公共施設の管理運営事業

⑩ その他上記の事業の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

② コミュニティビジネス事業

2 第5条第1項第2号に掲げる事業は、第5条第1項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第5条第1項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3) 活動会員 この法人の事業活動に参加するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

3 理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員の入会金及び会費については、別に総会で定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上、会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (抛出金品の不返還)

第 12 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別および定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 30 人以内
- (2) 監事 1 人又は 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人又は 2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行に努める。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 第 15 条第 5 項第 1 号及び第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し 不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 第 15 条第 5 項第 3 号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第 16 条 役員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事が欠けたときは、これの補充に努める。

2 理事の総数が 10 名を下回るときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

3 監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。報酬を受けることのできる役員は総会の承認を必要とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 第 19 条第 1 項第 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(部会)

第 20 条 この法人に、事業を遂行するために必要な部会を置き、部会長が統括する。

2 部会長は、部会員が互選で決め、理事会が承認する。

3 部会長は、理事とする。

(他の会議等)

第 21 条 理事長は、必要に応じて、会議等を置くことができる。

(事務局)

第 22 条 この法人に、事務を処理するため事務局を置き、事務局長が統括する。

2 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置くことができる。

2 職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員である団体については、団体を代表できる者1人を登録し、その代表者が総会に出席する。

(権能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 長期借入金（その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他この定款に定める事業及び法人の運営に関する重要事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎事業年度に2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項4号の規定により招集したとき。

(招集)

第28条 総会は、理事長が招集する。但し、第15条第4項第4号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、第27条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(表決権等)

第32条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 第32条第2項の場合における第30条、第31条第2項、第33条第1項第2号及び第3号、第54条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長とともにその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第35条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 部会の運営に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第36条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第15条第5項第5号により請求のあったとき。

(招集)

第37条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第36条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第39条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決事項は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 第40条第2項の規定により表決した理事は、第39条第2項および第40条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長とその会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 人以上がこれに署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 46 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第48条 第47条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立していないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 第48条第1項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

2 法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第54条第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に基づき、大阪狭山市に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
 - (1) 理事長 有田 之久
 - (2) 副理事長 内海 蕃 齊藤 恭久
 - (3) 理 事 浅野 齊 吾妻 孝 泉 圭介 伊勢田 徳生
井上 孝 今枝 幹敏 今瀧 満政 今谷 征司
金子 誠治 川北 好子 川竹 了 菊屋 英一
木下 紘 後藤 正憲 坂上 晋太 白井 隆
竹内 幸雄 中谷 三友紀 西田 敬 西本 善次
林 昭子 藤田 嘉明 松嶋 玲子 的場 昇
 - (4) 監 事 臼杵 勝彦 橋本 巖
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年度の最初の総会までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び活動予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員

個人	入会金	1,000 円	年会費	—□	1,000 円
団体	入会金	0 円	年会費	—□	10,000 円
 - (2) 賛助会員

個人	入会金	0 円	年会費	—□	1,000 円
団体	入会金	0 円	年会費	—□	10,000 円
 - (3) 活動会員

	入会金	0 円	年会費		0 円
--	-----	-----	-----	--	-----